

平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号放送法遵守義務確認等請求事件（第2事件）

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会

意見陳述書

2018年2月26日

奈良地方裁判所民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 白 井 啓太郎

1 はじめに

最高裁が放送受信料に関して、2017年（平成29年）12月6日に初めて大法廷で判決を出した。

本件訴訟は、NHKと放送受信契約を締結し、（基本的に）放送受信料を自らまたは同一所帯者が支払っている者が原告となって、被告NHKに対し、放送受信契約が有償双務契約であることを前提に放送法第4条及び国内番組基準の遵守義務の確認と損害賠償を求めている事案であり、最高裁平成29年判決は、この点について直接判断するものではないが、放送法の沿革、趣旨、解釈、放送受信料の性格等に関する最高裁判決の判示は本件訴訟にも影響を及ぼすと考えられる。

最高裁判決を踏まえても、放送法4条1項各号及び被告NHK自らが定めた国内番組基準は、憲法21条及び憲法29条の趣旨を考慮すれば、国民（視聴者）との関係においてNHKの法的義務を定めたものであり、NHKがニュース報道

番組において、放送法4条1項各号や国内番組基準に違反するニュース報道を行った場合、視聴者に対する債務不履行として損害賠償の対象となる。

2 最高裁判決が認定した放送の意義と受信料制度の趣旨

まず、最高裁判決は、放送の意義について、次のように述べる。

放送とは、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。

次に、最高裁判決は、このような放送の意義を反映して制定されたのが放送法であり、放送法は、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を發揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るために、二本立て体制を採り、この二本立て体制の一方を担う公共放送事業者としてNHKを設立し、NHKを、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、公共の福祉のための放送を行わせることとしていると認定している。

そして、放送法がNHKについて規定している受信料制度の趣旨について、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ぶことのないようにする制度であると述べている。

最高裁判決が認めているとおり、放送法は、憲法21条の保障する国民の知る権利を充足し、健全な民主主義の発達に寄与する放送を実現するために、公共放送事業者であるNHKと民間放送事業者との二本立て体制を採り、NHKを、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、受信料制度を、NHKが公共の福祉のための放送を行う公共的性格を有することをその財源の面から特徴付ける制度として規定しているのである。

3 憲法21条及び憲法29条等を考慮すれば、NHKが放送法4条1項各号及び被告NHK自らが定めた国内番組基準を遵守した内容の放送を行うことは、受信契約上、NHKが視聴者（国民）に負っている法的義務である。

- (1) 最高裁判決が認定するように、受信料制度を定める放送法64条1項が、NHKの放送を受信しない者あるいは受信したくなくても、受信設備を設置した者に対して、NHKとの受信契約締結及び受信料の支払を強制するものであるならば、憲法が表現の自由の派生原理として保証する情報摂取の自由（情報を摂取することを強制されない自由）を制約するものである。
- (2) また、受信料制度は、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に強制的に放送受信契約締結義務を負わせる受信料制度は、「契約締結の自由という私法の大原則の例外であり、また、締結義務者に受信料の支払という経済的負担をもたらすものである」（鬼丸裁判官の補足意見）から、明らかに憲法29条を制約するものである。
- (3) このように、憲法21条によって保障される情報摂取の自由や憲法29条によって保障される財産権の制約となる受信料制度が、合理的な制約として許容されるのは、NHKが公共の福祉のための放送を行う公共的性格を有するからである。
- (4) さらに、最高裁判決も認めるとおり、放送法による二本立て体制の下での公共放送を担うNHKの財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的に、NHKが、受信設備設置者に対し、放送法に定められたNHKの目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましいのであり、NHKが、受信設備設置者に対して、公共の福祉のための放送をすること、具体的には、放送法4条1項や国内番組基準を遵守した内容の放送を行うことは、受信契約の締結に理解を得るために当然の合意事項であったと解される。なぜなら、「放送番組の編集に当たっては、
「①公安及び善良な風俗を害しないこと。②政治的に公平であること。③報道は事実をまげないですること。④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と規定する放送法4条1項や同様の趣旨を定めた国内番組基準を遵守した内容の放送を行うことを受信契約の前提としない場合、受信設備設置者から受信契約締結に理解を得る

ことは不可能と考えられるからである。

現に、放送法施行後長期間にわたり、NHKが、受信設備設置者から受信契約締結の承諾を得て受信料を収受してきたのは、受信契約締結に当たり、受信設備設置者との間で、NHKが公共の福祉にかなう内容の放送を行うことが当然の合意事項であったからである（この点に関しては、原告の本人尋問によっても明確にする予定である。）。

5 結論

以上からすれば、NHKが、放送法4条1項や自らが策定した国内番組基準に著しく反した内容の放送を行い、もはや、公共の福祉のための放送を行っておらず、その公共的性格を没却していると判断される場合には、憲法21条によって保障される情報摂取の自由や憲法29条によって保障される財産権を制約する受信料制度の合理性は認められないし、受信契約の締結を承諾した受信設備設置者に対する背信行為である。

したがって、NHKが公共の福祉にかなう内容の放送を行うこと、具体的には、NHKが放送法4条や自らが策定した国内番組基準を遵守した内容の番組を放送することは、憲法21条や29条を制約する受信料制度の当然の前提として、また、受信契約締結を承諾した受信設備設置者との合意事項として、受信契約上、NHKが受信設備設置者に対して負っている法的義務である。

NHKが、放送法4条や自らが策定した国内番組基準に著しく反した内容の放送を行い、公共の福祉のための放送をしておらず、その公共的性格を没却していると判断される場合には、受信契約を締結した視聴者（国民）に対する債務不履行責任を負う。

以上